

※本案件は2026年6月17日に公示しましたが応募がなかったため再公示します。

公 示 日：2026年7月22日（水）

調達管理番号：26a00308

国名：ラオス国

担 当 部 署：地 球 環 境 部 森 林 ・ 自 然 環 境 保 全 グ ル ー プ 第 1
チ ャ ム

調 達 件 名：ラオス国持続可能な森林管理と気候変動緩和のための REDD+実施
強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
(2) 格付 : 3号
(3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2026 年 9 月上旬から 2026 年 10 月中旬
- (2) 業務人月： 1.05
- (3) 業務日数：準備業務 現地業務 整理業務
- 5 日 15 日 6 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2026年8月5日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト

PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 8 月 21 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	ラオス国及び東南アジア地域
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ラオス国では、人口の増加、農地の拡大、気候変動、違法伐採や密猟、さらには持続可能性を考慮しない資源開発等によって生物多様性や環境が脅威にさらされてきた。中でも森林が受けてきた影響は大きく、1940年代には70%以上であった森林被覆率は、2010年には約40%にまで低下した（国家グリーン成長戦略2030）。また、ラオス国における温室効果ガス排出量の約9割が土地利用・土地利用変化・林業に由来するものであり、森林保全・回復を通じた気候変動対策が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、ラオス国政府は、森林被覆率を70%に回復させることを目標とした「森林戦略2020」や「森林戦略2035」を策定するとともに、「第10次国家社会経済開発計画（2026～2030）」、「国家グリーン成長戦略2030」等を策定し、環境に優しい持続可能な経済成長や気候変動・自然災害への対応、天然資源と環境の保護等を重要政策に掲げ、森林保全・回復を進めてきた。JICAの「効果的なREDD+資金活用に向けた持続的森林管理能力強化プロジェクト」、「持続可能な森林管理及びREDD+支援プロジェクト」等や他ドナーの支援もあり、2015年には森林被覆率が57.4%にまで回復し、2015～2018年の間にラオス全国で総計1,468万tCO₂eqの二酸化炭素の排出削減・吸収も達成された。また、この排出削減・吸収に対してラオス国は、認証機関（Accredited Entity。以下、「AE」とする。）であるJICAを通じて緑の気候基金（Green Climate Fund。以下、「GCF」とする。）から、REDD+ 成果払い資金 を受領予定である。加えて森林炭素パートナーシップファシリティ（Forest and Carbon Partnership Facility。以下、「FCPF」とする。）の炭素基金からも REDD+成果払い資金を受領している。ラオス国は「森林戦略2035」等において、森林保全・回復を通じた気候変動対策促進の中核的手段としてREDD+を定めており、上記のような成果払い資金の森林保全や気候変動対策への再投資も含めて、準備・実施・成果払いを通じたREDD+のサイクルを継続していくことが重要である。

一方、REDD+を継続し拡大するには、対策を実施しなかった場合の排出・吸収のベースラインである森林参照排出レベル／森林参照レベル（Forest Reference Emission Level。以下、「FREL」とする。）／森林参照レベル（Forest Reference Level。以下、「FRL」とする。）の策定が必須である。JICAの「持続可能な森林管理及び REDD+支援プロジェクト」において 2015～2025 年の FREL／FRL 策定支援を行ったが、2026 年以降の FREL／FRL は未策定である。REDD+の展開戦略の基盤として、また REDD+成果払いを含めた資金の獲得のためにも、新たな全国レベルの FREL／FRL の策定は急務であるが、前回の FREL/FRL 策定時と比較して、使用するデータの数・質やスコープ含めて精緻化が求められることから、農業環境省（Ministry of Agriculture and Environment。以下、「MAE」とする。）森林局（Department of Forestry。以下、「DOF」とする。）への高度な技術力の移転と定着を図るべく更なる支援が必要である。

また、ラオス国では近年、森林火災による深刻な被害が生じており、その管理が REDD+において重要な課題となっている。こうした状況をふまえ、ラオス国政府は 2023 年に森林火災や森林への侵入・違法行為への対策を含めて森林管理を強化する首相令を発令し、政府内にタスクフォースを設置する等、対応を強化してきた。その中で JICA が開発・運用を支援した県森林減少モニタリングシステム（Provincial Deforestation Monitoring System。以下、「PDMS」とする。）に、衛星データを活用した森林火災の早期発見・アラート機能の追加が必要となっている。実施中の「効果的な REDD+資金活用に向けた持続的森林管理能力強化プロジェクト」において機能追加に部分的に対応しているが、システム上の同機能の開発は、現場での対応とも連動するため、森林火災の発生要因や実施機関の指示系統等の情報が不可欠であり、こうした情報分析・対応方法の整理を含め、包括的かつ適切なシステム開発および運用に向けた支援が求められている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、準備・現地・整理業務の全工程は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立って、調査分析・検討する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおり

とする。

(1) 準備業務(2026年9月上旬～2026年9月中旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析(ジェンダーの視点も含める)により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題・ジェンダー平等に係る取り組みを確認する。
- ② 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。
- ③ ラオス側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問票(案)は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ④ プロジェクトのProject Design Matrix(以下、「PDM」とする。)案、Plan of Operations(以下、「PO」とする。)案を検討する。
- ⑤ 対処方針会議を含め、関連会議に参加する。
- ⑥ 詳細計画策定調査報告書(案)の目次案を検討する。

(2) 現地業務(2026年9月中旬～2026年10月上旬)

- ① JICAラオス事務所等との打合せに参加する。
- ② ラオス側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織(他分野の団員と内容が重複しないよう適時調整)
 - (a)所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b)人員体制
 - (c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - (e)組織、職員の能力
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関(ドイツ国際協力公社(Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit (GIZ) GmbH。以下「GIZ」とする。)、FCPF、ドイツ復興金融公庫(Kreditanstalt für Wiederaufbau。以下、「KfW」とする。)、世界銀行等)の活動動向、連携の可能性(他分野の団員と内容が重複しないよう

適時調整)

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（Record of Discussions。以下、「R/D」とする。）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（Minutes of Meetings。以下、「M/M」とする。）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 「JICAにおけるジェンダー主流化のための手引書【自然環境保全】」
https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_06_natural_env.pdfを参照し、事業内容・対象分野に照らし合わせたジェンダーに関連する情報（社会規範・慣習・法制度や組織の方針・規則、男女で異なるニーズや課題、実施機関のジェンダー主流化の方針、体制、取組、女性職員の雇用・育成・能力レベル等）を収集・分析する。その上で、R/D（案）等の基本合意文書でのジェンダー視点に立った取組の検討、ジェンダーの視点に立った取組の指標の検討を行う。
- ⑦ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑧ 担当分野に係る調査結果をJICAラオス事務所等に報告する。

（3）整理業務（2026年10月上旬～2026年10月中旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2026年10月23日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年9月20日～10月4日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

- イ) 森林政策 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)
- オ) 森林モニタリング (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ラオス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：英語または日本語⇄ラオス語の通訳を必要に応じて提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部森林・自然環境保全グループ第一チームから配付しますので、gegdn@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・本プロジェクト要請書。
 - ・ラオス国効果的な REDD+ 資金活用に向けた持続的森林管理能力強化プロジェクト (第 1 期) 業務完了報告書
 - ・緑の気候基金 (GCF) 連携事業「ラオス人民民主共和国 2015-2018 年の成果を対象とした REDD+ 成果支払いーラオス南部におけるガバナンス、森林ランドスケープ及び生計手段プロジェクト」Gender Assessment
- ② 本業務に関連する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。
 - ・Sustainable forest management and REDD+ support project in Lao People's Democratic Republic : completion report (term II)
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12336962.pdf>
 - ・事業事前評価表「効果的な REDD+ 資金活用に向けた持続的森林管理能力強化プロジェクト」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_1904177_1_s.pdf

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上